

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における事業の施行の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、マンション建替組合をつくらず個人施行者の資格でマンション建替事業を施行しようとする場合の、事業認可手続を定めており、この場合個人施行者は、マンション建替事業について市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第22条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第23条第1項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第四十八条 都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 三 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 五 第十二条第三号から第十号までに掲げる基準に適合すること。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を、認可申請書及び添付書類とともに都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	